

平成20年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成20年12月12日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 古立憲昭君	2番 西川六男君
3番 竹邑利文君	4番 辻一夫君
5番 吉田容工君	6番 植田昌孝君
7番 松本美也子君	8番 小走善秀君
9番 吉川博一君	10番 松本宗弘君
11番 上田幸弘君	12番 安達周玄君
13番 竹村和勇君	14番 欠員
15番 欠員	16番 鶴藤幾長君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 谷口定幸君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 小西敏夫君
産業建設部長 森島庸光君	水道部長 渡邊和博君

総務課長	吉川建君	監査委員	檜宏君
教育委員長	大西宏興君	教育長	濱川利郎君
教育次長	松原伸兆君	会計管理者	福西博一君
選挙管理委員会 事務局長	安部和夫君	農業委員会 事務局長	鍬田芳嗣君

1, 議事日程

I 提出案件

- 議第48号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議第49号 田原本町手数料条例等の一部を改正する条例
- 議第50号 田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議第51号 田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 議第52号 山辺広域行政事務組合規約の変更について
- 議第53号 平成20年度田原本町一般会計補正予算（第3号）
- 議第54号 平成20年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第55号 平成20年度田原本町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 議第56号 平成20年度田原本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第57号 平成20年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第58号 平成20年度田原本町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第59号 財産の取得について
- 議第60号 土地改良事業施行の知事協議について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前１０時００分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は１４名で定足数に達しております。
よって議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

委員長報告（議第４８号より議第６０号までの１３議案について）

○議長（松本宗弘君） 去る８日の本会議において一括上程されました議第４８号、職員勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例より、議第６０号、土地改良事業施行の知事協議についてまでの１３議案については、各所管の常任委員会におのおの付託をされておりますので、この際一括議題といたします。

それではただいまより各委員長の報告を求めることにいたします。

厚生環境常任委員会委員長、４番、辻議員。

（４番 辻 一夫君 登壇）

○４番（辻 一夫君） 議長のご指名によりまして、厚生環境常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成２０年田原本町議会第４回定例会におきまして、厚生環境常任委員会に付託されました議案につき、去る１２月１０日午前１０時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議第４９号、田原本町手数料条例等の一部を改正する条例につきまして、当委員会所管に係る部分についてご報告申し上げます。

田原本町行政改革集中改革プランにおきます歳入関係の取り組み事項で、受益者負担の適正化を図る観点及び事務経費等を勘案し、見直しをされるものであります。

手数料につきましては、住民票の写し等交付手数料を、現行は一世帯に属する５人を超える場合の証明は１通当たり２００円を加算されていましたが、これを廃止し、人数に関係なく一律３００円に改正されるものであります。

また、住民基本台帳閲覧手数料、戸籍の附票の写し交付手数料、印鑑登録証明手数料、成年被後見人等証明手数料、住民カードの再交付手数料、外国人登録原票記

載事項証明書手数料及びその他証明手数料を現行の２００円を３００円に改正されるものであります。

田原本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、督促手数料を現行の５０円を１００円に改正されるものであります。

田原本町介護保険条例の一部改正につきましては、督促手数料を現行の５０円を１００円に、及び保険料納付証明書の交付手数料を現行の２００円を３００円に改正されるものであり、当委員会は賛成多数で了承いたしました。

次に、議第５０号、田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令等の改正に伴い、３５万円の出産育児一時金に産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合、掛金相当額の３万円を上乗せするため改正されるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第５１号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、各家庭からごみ集積場などの所定の場所に排出された一般廃棄物のうち、資源物を所定の場所から無断で持ち去る行為の規制を強化するため、資源物の所有権は町にある旨を規定されるもので、自治会や警察等の関係機関との連携を強化し、資源物の持ち去り行為の防止を図るため改正されるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第５３号、平成２０年度田原本町一般会計補正予算（第３号）につきましては、当委員会所管に係る部分についてご報告申し上げます。

今回の補正内容につきましては、歳出第３款民生費、第１項社会福祉費、第２目障害福祉費、４，０６０万円の増額は、障害者介護及び訓練等の利用件数、利用時間の増加により、障害者介護及び訓練等給付費負担金に不足が見込まれるため増額されるものであります。

また、同款同項第５目後期高齢者医療費、２０３万３，０００円の減額は、後期高齢者医療特別会計への職員の配置等に伴う人件費に係る繰出金を減額されるものであります。

同款同項第７目高齢福祉費、６１６万８，０００円の増額は、共同電算処理委託料の不足に伴う老人保健特別会計への繰出金４０万円の増額及び職員の配置等に伴う人件費の増額による介護保険特別会計への繰出金５７６万８，０００円を増額さ

れるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第５５号、平成２０年度田原本町老人保健特別会計補正予算（第３号）につきましては、今回の補正予算額は４０万円の増額で、予算規模は４億１，７１５万３，０００円となります。

補正内容につきましては、歳出第１款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費、４０万円の増額は、共同電算処理委託料に不足が見込まれるため増額されるものであります。

補正財源は、繰入金を増額されるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第５６号、平成２０年度田原本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、今回の補正予算額は１８万５，０００円の減額で、予算規模は３億６，６６６万１，０００円となります。

補正内容につきましては、歳出第１款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費、１８万５，０００円の減額は、職員の配置等に伴う人件費２０３万３，０００円の減額及び長寿医療制度における保険料の軽減対策等に係るコンピュータシステムの改修に伴う委託料１８４万８，０００円を増額されるものであります。

補正財源は、国庫支出金を増額、繰入金を減額し調整されるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第５７号、平成２０年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、今回の補正予算額は５３７万１，０００円の増額で、予算規模は２０億６，９９９万２，０００円となります。

補正内容につきましては、歳出第１款総務費、第３項介護認定審査会費、第１目認定調査等費５８８万７，０００円の増額は、職員の配置等による人件費の増額、第５款地域支援事業費、第１項介護予防事業費、第２目介護予防一般高齢者施策事業費１９万１，０００円の増額及び同款第２項包括的支援事業任意事業費、第１目包括的支援事業費７０万７，０００円の減額は、職員の配置等による人件費を補正されるものであります。

補正財源は、保険料及び国県支出金を減額、支払基金交付金及び繰入金を増額し調整されるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましては、それぞれご報告申し上げたとおりでございます。議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 産業建設常任委員会委員長、7番、松本美也子議員。

（7番 松本美也子君 登壇）

○7番（松本美也子君） 議長のご指名によりまして、産業建設常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成20年田原本町議会第4回定例会において当委員会に付託されました議案について、去る12月10日午後1時から全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求めて、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告をいたします。

まず、議第49号、田原本町手数料条例等の一部を改正する条例につきましては、田原本町行政改革集中改革プランの歳入関係の取り組み事項であり、受益者負担の適正化を図る観点から、使用料、手数料などの見直しを行われるもので、当委員会所管に係るものについてご報告を申し上げます。

田原本町手数料条例に規定の各種証明手数料を1件当たり200円から300円に、田原本町道路占用料に関する条例に規定の督促状を発する根拠規定の条文整備と、督促手数料を1件当たり50円から100円に改正をされるもので、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第53号、平成20年度田原本町一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管に係る補正予算につきまして、ご報告を申し上げます。

第7款土木費、第4項都市計画費、第3目公共下水道費の2,078万6,000円の増額補正につきましては、公共下水道事業特別会計におきまして、人件費及び公債費の調整に伴い、同会計への繰出金2,078万6,000円を増額されるもので、すべて一般財源であり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第54号、平成20年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告を申し上げます。

今回の補正額は2, 078万6, 000円の増額で、予算規模は23億2, 954万7, 000円となります。

補正内容といましては、歳出第1款下水道事業費、706万8, 000円の増額につきましては、人事配置に伴います人件費の調整により増額されるものであり、第2款公債費、第1項公債費、第1目元金、1, 799万4, 000円の増額につきましては、公営企業金融公庫並びに財務省の公的資金補償金免除繰上償還を行い、これに伴い借り入れた借換債の償還期間の短縮を図られたこと、第2目利子427万6, 000円の減額につきましては、当初予算の利率より借り入れが低利でできることにより調整を図られ、1, 371万8, 000円を増額されるものがあります。

なお、補正財源につきましては、全額繰入金をもって充当されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第58号、平成20年度田原本町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的勘定で、今回の補正額は647万3, 000円の減額で、予算規模は8億1, 775万9, 000円となります。

補正内容といましては、人事配置に伴います人件費を減額されるもので、財源につきましては、営業収益で同額を減額されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第60号、土地改良事業施行の知事協議につきましては、町が土地改良事業を施行される場合、土地改良法第96条の2第1項の規定に基づき、事前に県知事と協議をし同意を得る必要があります、この協議に当たっては、同条第2項にあらかじめ、当該議会の議決を得ておかなければならない旨の規定があることから、今回、平成21年度から23年度に計画されております多地区の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業について議会の議決を求められたものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

また、付託案件外でございますが、今回の使用料・手数料の検討にあわせ、公共施設使用料の減免措置について、受益者負担の明確化、使用者間の公平性を検討した結果、各減免団体のご負担を来年4月から現行の3割から5割にお願いしたいと考えているとの報告を受けたものでございます。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましては、それぞれご報告申し上げたとおりでございます。議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 総務文教常任委員会委員長、12番、安達議員。

（12番 安達周玄君 登壇）

○12番（安達周玄君） 議長のご指名によりまして、総務文教常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成20年田原本町議会第4回定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案につき、去る12月10日午後3時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議第48号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、国の行財政改革の一環として政策金融機関の改編が行われ、「株式会社日本政策金融公庫法」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行がされ、本町の条例で関連のある部分を改正されるものであります。

内容といたしましては、法律の整備統合に伴う適用法律の名称等所要の改正で、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」においては、年次有給休暇に関する規定部分について、「外国の地方公共団体の機関等に派遣する職員の処遇等に関する条例」においては、一般の派遣職員の給与に関する規定部分等について、「職員の自己啓発等休業に関する条例」においては、奉仕活動に関する規定部分について、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」においては、退職者の給与に関する規定部分について、それぞれ適用法律の名称等の引用部分について改正をされるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第49号、田原本町手数料条例等の一部を改正する条例につきましては、田原本町行政改革集中改革プランの歳入関係の取り組み事項であり、受益者負担の適正化を図る観点から見直しを行われるもので、当委員会所管に係るものについてご報告申し上げます。

田原本町手数料条例及び田原本町税条例に規定の各種証明手数料を1件当たり200円から300円に、田原本町税条例及び田原本町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例に規定の督促手数料を1通当たり100円に、田原本町幼稚園保育料徴収条例に規定の保育料、現行月額6,100円から6,300円に、田原本町立体育館条例に規定の庭球場の照明使用料を1面1時間につき500円から600円とし、体育館使用料の土曜日の午後、日曜日及び祝日に使用する場合の使用料の2割増しを廃止すること、奈良県田原本健民運動場条例に規定の夜間照明設備使用料1時間につき、町内在住者使用の場合は5,000円から6,000円に、町外在住者使用の場合は1万円から1万2,000円に改正することなどであります。

実施時期は平成21年4月1日からと考えているとの説明を受けたところであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第52号、山辺広域行政事務組合規約の変更につきましては、山辺広域行政事務組合消防本部庁舎整備事業を実施するに当たり、各構成団体より出資されている山辺広域振興基金を取り崩し、当該事業の財源の一部として充当できるように規約を変更されるものであり、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求められたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第53号、平成20年度田原本町一般会計補正予算（第3号）につきましては、今回の補正予算額は1億731万2,000円の増額で、予算規模は97億1,536万6,000円であります。

このうちの人件費に係る補正についてご報告申し上げます。

歳出第1款議会費から第9款教育費の一般会計全体の人件費に係る補正につきましては、本年度は人事院勧告による変更はございませんが、人件費の過不足の見直しをされたことにより、一般会計全体で1,820万9,000円減額されるものであります。その要因は、職員の配置等に伴う見直しによるもので、給料及び職員手当につきましては、退職者や休職者の関係から減額補正をされるものであり、共済費の増額補正につきましては、早期退職希望の申し出により、退職手当特別負担金を増額されるものであります。

次に、歳入第8款地方特例交付金、第3項地方税等減収補てん臨時交付金、21

7万1,000円の増額補正につきましては、道路特定財源の失効期間の平成20年4月分における地方公共団体の減収を埋めるため創設されたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました議案につきましては、それぞれご報告申し上げたとおりでございます。

なお、付託案件外ではございますが、今回の使用料・手数料の検討にあわせ、公共施設使用料の減免措置について、受益者負担の明確化、使用者間の公平性を検討した結果、来年4月から各減免団体のご負担を現行の3割から5割にお願いしたいと考えているとの報告を受けたものでございます。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 駅前整備事業特別委員会委員長、1番、古立議員。

（1番 古立憲昭君 登壇）

○1番（古立憲昭君） 議長のご指名によりまして、駅前整備事業特別委員会を代表いたしまして、委員長報告を申し上げます。

平成20年田原本町議会第4回定例会におきまして、当委員会に付託されました議案につき、去る12月11日午前11時より委員会を開催し、各委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議第53号、平成20年度田原本町一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会所管に係るものについてご報告いたします。

歳出第7款土木費、第4項都市計画費、第5目田原本駅周辺整備推進費のうち、人件費の減額分を除きます公有財産購入費の6,000万円の増額につきましては、国の補正予算に伴う田原本駅周辺整備事業の用地購入費を増額されるものでございまして、補正財源につきましては、国庫支出金3,000万円、地方債3,000万円であります。

また、第2表地方債補正につきまして、限度額4億3,890万円を4億6,890万円に増額されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしま

した。

次に、議第５９号、財産の取得につきましては、田原本駅周辺整備事業の用地取得費でありまして、全体整備面積６，１６０平米のうち、取得対象面積は５，２１０平米であります。

今回、平成１８年度及び平成１９年度に田原本町土地開発公社が取得されました田原本町２０５番６ほか７筆、権利者数１５人、取得面積６０３．２６平米（うち自己住宅２件、倉庫車庫１件）、それに伴う借入利息を含めた取得金額２億３，８９４万６，２７４円を田原本町が田原本町土地開発公社より取得されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました議案につきましては、それぞれご報告申し上げたとおりでございます。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

それではただいまから各委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。５番、吉田議員。

（５番 吉田容工君 登壇）

○５番（吉田容工君） それでは反対討論をさせていただきます。

議第４９号、田原本町手数料条例等の一部を改正する条例についてであります。

住民票の写し等の交付手数料など、各種手数料を２００円から３００円に値上げる。また、幼稚園保育手数料を６，１００円から６，３００円に値上げするなど、多くの手数料を値上げする内容です。

提案理由は、田原本町行政改革集中改革プランにおける歳入関係の取り組み事項で、手数料、使用料などにつきまして、受益者負担の適正化を図る観点から見直しを行うと、全く事務的な内容です。

そこで値上げの根拠をただしたところ、1点目の根拠に、ほとんどの自治体が300円になっていると答弁がありました。よくよく聞いてみると、県内39自治体のうち20自治体が300円にしていることが判明しました。半分の自治体しか値上げをしていないことを、ほとんどの自治体と強弁する説明は、住民を騙してでも値上げするという姿勢をあらわにしたもので看過できません。

2点目の根拠に、住民票等の発行コストを示されました。住民票の写しの交付のコストは1,019円だそうです。その内訳は、用紙代、人件費、リース料などだそうです。これほど高くついているので300円もらっても当たり前、そういう主張でありました。ところが機械の入替時の様子をただしたところ、リース料等の値段交渉は、ほとんどされていないことが明らかになりました。

そもそも住民票の写し等の発行のために、機器や人材を揃えるのは自治体として当たり前のことで、発行依頼がなくとも準備しておくものです。その点では全住民のために準備されているもので、手数料ではなくて、税金で手当てして当然です。反対に、その分まで手数料に含めるほうが不当な請求です。もし発行コストを求めるとしたら、用紙代と何分間の人件費とワンタッチの機械操作費だけです。町が示しているコスト1枚当たり1,019円は過大計上です。

また、私が一般質問で明らかにしたアパートやマンションなどの部屋番号が住民票の住所に記載されていないことで、町の発行した住民票を郵便局が住所の証明として認めなかったことは、手数料を300円払っても住民の住所を表す住民票を発行してもらえないことを表しています。「こんな不親切な自治体は初めて」と住民の方があきれておられました。

住民の居住関係の公証、これをもって住民の利便を増進する。このことを目的に定めている住民基本台帳法の問題にのっとり事務に改めることが先決です。住所を証明する住民票の写しを発行して、初めて住民は町から受益を得る、これが当たり前です。

その点を町長にただしたところ、町長からは、「その問題と料金改定は全然別問題であると認識しております。実質これだけの経費がかかっている中で、受益者負担の考えのもと、提案、結論を出させてもらいました」という答弁が返ってきました。

大変驚きました。役に立たない、住所を証明できない住民票を交付しても何の責

任も感じることもなく、それが田原本町のやり方だと開き直っているようなものがあります。住民の皆さんには到底理解のできない内容です。

そもそも今、景気が後退する中で、雇用が不安定になり、物価が高騰し、年金も目減りし、住民の生活が大変な状況です。町は昨年水道料金を値上げし、今年下水道使用料金と国保税を値上げされました。それに加えて来年手数料を値上げする。住民に何の遠慮も配慮もなく、住民負担をふやして行かれます。住民票発行手数料は単発ですが、幼稚園保育料は毎月負担がふえることになります。これだけをとってみると、この程度の負担と思われる方もおられるかもしれませんが、電気代、ガス代、食料品、雑貨など、多くのものが高くなっています。子育てを応援するどころか子育ての足を引っ張ることになります。田原本町は住民への思いやりがないのか、だれもがそのように受け止めるのではないのでしょうか。生活費に苦勞されたことのないトップには、庶民の気持ちや、庶民の置かれている状況が理解できないとしか思えない提案です。

住民を代表されて議会に出席されておられる議員の皆さんが、庶民の声を代表して安易な値上げをするな、その声を上げていただけますよう求めまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。

まず、議第４８号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第４９号、田原本町手数料条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第50号、田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第51号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第52号、山辺広域行政事務組合規約の変更についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第53号、平成20年度田原本町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第54号、平成20年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。

委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第５５号、平成２０年度田原本町老人保健特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第５６号、平成２０年度田原本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第５７号、平成２０年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第５８号、平成２０年度田原本町水道事業会計補正予算（第１号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第５９号、財産の取得についてを採決いたします。本議案に対す

る委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第60号、土地改良事業施行の知事協議についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました議第48号より議第60号までの13議案については、すべて議了いたしました。

閉会中の継続審査について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。それぞれの委員長より、審査中の事件について閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありますが、これに付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よってそれぞれ委員長の申し出どおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査に付することにいたします。

以上をもちまして今期定例会の日程はすべて終了いたしました。よって今期定例会は本日をもって閉会といたします。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、去る8日に開会し、本日12日までの5日間の長きにわたりまして、議員各位には終始熱心に慎重にご審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

理事者におかれましては、審議の過程におきまして、議員各位から述べられました意見、要望につきましては、町民の声として十分に尊重いただき、今後の町政の執行に反映されますようお願いいたします。

さて、今年も残すところわずかとなり、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。皆様におかれましては、何とぞご自愛をいただき、ご健勝でよい年をお迎えされますよう、また議員各位におかれましては、来年は我々の任期最後の年でございます。町勢発展のためにより一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございます。

町 長 閉 会 挨 拶

○議長（松本宗弘君） それでは閉会に当たりまして、町長よりあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のお許しをいただきまして、平成20年田原本町議会第4回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、去る12月8日から本日まで提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、しかも各議案すべて原案どおりご議決、ご同意いただきましたことにつきまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、会期中に本会議並びに委員会審議を通じまして賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分その意を体しまして、今後の町政運営に取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

議員各位におかれましては、これから本格的な寒さがやってまいります。厳しい季節となりますが、ご健康に十分ご留意をいただき、輝かしい新春を迎えられますよう祈念申し上げますと同時に、今後とも本町発展のため一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） それではこれにて閉会をいたします。

ありがとうございました。

午前10時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長	松本宗弘
----------	------

田原本町議会議員	吉川博一
----------	------

田原本町議会議員	上田幸弘
----------	------

田原本町議会議員	安達周玄
----------	------